令和８年度 米子市除雪計画

令和８年１１月

米子市都市整備部道路整備課

目　次

1　目的.....1
2　除雪基本方針.....1
3　除雪期間.....1
4　豪雪時の体制.....1
（１）豪雪対策本部の設置.....1
（２）職員の配備及び動員.....1
5　除雪実施計画.....2
（１）除雪路線.....2
（２）除雪出動基準.....2
（３）除雪機械配備.....2
（４）除雪作業内容.....3
（５）除雪作業時間.....3
（６）雪仮置き場確保.....3
6　市民との協働による除雪体制.....6
（１）除雪に関する補助.....6
（２）自主防災に関する補助.....6
（３）雪の仮置き場の活用.....6
（４）凍結防止剤の活用.....6
（５）住民協力を得るための広報活動.....7
7　凍結防止剤散布配布計画.....8
（１）凍結防止剤散布・配布期間.....8
（２）凍結防止剤散布時間.....8
（３）凍結防止剤散布基準.....8
（４）凍結防止剤配布位置.....8
8　国・県との連携.....１０
（１）除雪路線の連携.....１０
（２）情報の共有化.....１０
（３）災害時の協定.....１０

（資料）
・除雪路線図（車道）
・除雪路線図（歩道）
・雪仮置き場位置図
・凍結防止剤配布位置図

1　目的

積雪下における道路交通を確保し、市民生活や社会・経済活動の安定を図る。

2　基本方針

市民協働のもと、国・県との連携を図り、効率的かつ効果的な除雪を実施する。

3　除雪期間

実施期間は、令和８年１２月１日から令和９年３月３１日までとする。

4　豪雪時の体制

（１）豪雪対策本部の設置

米子市地域防災計画の豪雪に係る災害対策本部基準（２災害対策本部の設置及び廃止（３）設置の基準）により、次の①～③のいずれかに該当し、本部長（市長）が必要であると認めた場合、米子市災害（豪雪）対策本部を設置する。

① 鳥取地方気象台の気象状況により米子市域に大雪又は暴風雪警報が発令され、大規模な雪害が発生するおそれがあり、その対策を必要とするとき。

② 地吹雪あるいは降雪により、本市が規定する市道除雪計画に基づく除雪について２日以上を要するとき。

③ 広域的に住民の救助を要するとき。

【参考】　鳥取県の特別警報・警報・注意報の基準（大雪に関する）	
【注意報】	
大雪	大雪によって被害が予想される場合。具体的には、12 時間の降雪の深さが平地で15cm 以上、山地で25cm 以上と予想される場合
【警報】	
大雪	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、12 時間の降雪の深さが平地で 25cm 以上、山地で 40cm 以上と予想される場合
暴風雪	雪を伴う暴風によって、重大な災害が起こるおそれがある予想される場合。具体的には、平均風速が陸上で20m/s 以上、海上で25m/s 以上と予想され、雪を伴う場合
【特別警報】	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

（２）職員の配備及び動員

豪雪時の職員の配備及び動員については、米子市地域防災計画に示す配備及び動員計画に基づき行うものとする。

ただし、休日、夜間等において、短時間に警戒積雪深に相当する積雪があり、通常の配備及び動員体制を敷くことが困難な場合には、応急体制として、各公民館等を拠点とする職員の居住地区別の動員体制により行動するものとする。

5　除雪実施計画

（１）除雪路線

除雪対象とする路線は下表のとおりとする。

区　分	区　分　内　容
緊急路線	・国道・県道から総合病院及び自動車専用道（山陰道）へ通じるアクセス道路 ・除雪の優先順位を１番目とする。
重要路線	・国道・県道から公共施設へ通じる道路及びバス路線 ・除雪の優先順位を緊急路線に次ぐ２番目とする。
主要路線	・市内交通の主要な路線 ・除雪の優先順位を緊急路線・重要路線に次ぐ３番目とする。
地域の幹線道路	・地域の生活道路のうち、基幹となる道路 ・上記３路線に影響のない範囲で除雪を行うものとする。
歩　　道	・歩道のうち、通学路等比較的通行のある歩道

（２）除雪出動基準

出勤基準は原則として下表のとおりとする。ただし、特別の事由等により、本部長が特に認めた場合も出動するものとする。

区　分	出　勤　基　準
緊急路線	・積雪深が１０㎝を超えることが予想される場合
重要路線	・積雪深が１０㎝を超え、さらに降雪が予想される場合
主要路線	・積雪深が１５㎝を超え、さらに降雪が予想される場合
地域の幹線道路	・積雪深が２５㎝を超えることが予想される場合、上記３路線の除雪作業に影響のない範囲で出動する。
歩　　道	・積雪深が１５㎝を超えており、降雪状況・天候がほぼ安定したときに出動する。

（３）除雪機械配備

除雪機械の配備は下表のとおりとする。

機械の種類	市所有台数	民間借上台数	合　計
除雪ドーザ（3t～11t）	－	７０台	７０台
除雪トラック（2t、4t）	２台	２２台	２４台
除雪トラック　除雪専用（4t～10t）	－	１２台	１２台
除雪グレーダー（3.1m、4.3m）	－	７台	７台
小型バックホウ	－	４８台	４８台
凍結防止剤散布装置（2㎥～4㎥）	１台	２台	３台
歩道用除雪機	１２台	２台	１４台

（４）除雪作業内容

作業内容は原則として下表のとおりとする。（道路幅員が狭い等の理由で、除雪した雪の置き場が無く、除雪効果の期待ができない場合がある）

区　分	作　業　内　容
新雪除雪	・新雪等比較的やわらかな積雪の場合は、車道部における積雪を除去し、５㎝以上路面に残らないようにする。 ・作業幅員が３ｍ以下の路線の場合は、150ｍに１ヵ所程度の待避所を設けるようにする。
路面整正	・轍（車の通ったあとに残る車輪の跡）などの除去を可能な限り行い、路面の平坦性を確保する。
歩道除雪	・除雪幅を 90㎝とし、長靴・防寒靴での歩行可能な状況を確保する。

（５）除雪作業時間

作業効率や一般車両等への影響を考慮し、主に深夜から作業を行う。ただし、降雪状況により、時間の延長及び日中の作業を行うものとする。

（６）雪仮置き場確保

豪雪時において本部長が必要と認めた場合に雪仮置き場を設置する。その箇所は下表①②のとおりとする。

①　雪仮置き場その１（ダンプトラック等による搬入可能）

番号	所　在　地	面積（㎡）
A	淀江町佐陀 1456－1	約 1,000 ㎡
B	淀江町淀江 681－2 の一部	約 2,300 ㎡のうち貸付地以外
C	淀江町佐陀 782－4 の一部	約 1,400 ㎡のうち中央部

② 雪仮置き場その２（地域の緑地）

番号	所在地	面積（㎡）	番号	所在地	面積（㎡）
1	両三柳４５７９−８２ほか１	1,580	48	三本松二丁目１２００−３	143
2	陽田町１６−６	32	49	三本松二丁目１２１４−１０ほか１	116
3	中島二丁目５５４	280	50	夜見町３０７５−２７	220
4	大篠津町４７２８	2,207	51	橋本５６１−５ほか１	217
5	大篠津町４６０５ほか２	1,982	52	新開二丁目１３６９−１５ほか２	231
6	大篠津町４８０１	134	53	尾高８６９−１１ほか1	353
7	大篠津町４８０４	1,566	54	旗ヶ崎九丁目１０９０−１６	134
8	大篠津町４８０５	254	55	永江８５６ほか８	15,934
9	大篠津町４８１６	316	56	旗ヶ崎九丁目１０９１−２１	109
11	大篠津町４９３１ほか２	367	57	和田町６０−２０	104
12	大篠津町４９４６	78	58	新開四丁目１５４２−１７	127
13	皆生温泉二丁目２４１７	241	59	旗ヶ崎七丁目２５１−２	187
14	皆生新田一丁目１０１−４	204	60	彦名町９６８−１６	150
15	皆生新田一丁目１７２	194	61	尾高１１２−１０ほか３	529
16	皆生新田三丁目３５１	1,876	62	勝田町１３５−２２	192
17	皆生新田二丁目１８５	1,001	63	河岡３６０−１０ほか１	214
18	三本松四丁目４９５１	615	64	美吉１９１−１０	165
19	新開二丁目１５３７	280	65	上福原７４４−１８ほか３	96
20	蚊屋２００−３２	155	66	富益町５８−７	411
21	長砂町８−１２	242	67	中島二丁目５５５−２	26
22	西福原六丁目８２７−４７ほか１	124	69	吉岡９７－３ほか1	157
23	夜見町３０７２−４１	194	70	吉岡７２－２９	331
24	宗像５３−９２ほか１	97	71	吉岡４７−１ほか1	867
25	吉岡６５−２６	221	72	河岡３５５−１２	128
26	吉岡６５－２１	134	73	河岡５００−３９	537
27	上後藤三丁目１３０９−１５	133	74	夜見町１９２４−６	125
28	新開五丁目１６６０−２１	141	75	夜見町３０７６−５３	301
29	尾高７８１−１９	1,060	76	車尾四丁目１７４２ほか１	1,377
30	新開三丁目１４８１−１０５ほか３	138	77	福市１９００−１	165
31	夜見町３０６１−４	388	78	皆生六丁目１６８５−２１	98
32	米原九丁目７８０−４０	275	79	日原６６３−６	715
33	和田町３０６８−３７ほか１	268	80	宗像４８５−４	1,544
34	旗ヶ崎四丁目８４９−６	136	81	旗ヶ崎四丁目８４３−２０	107
35	富益町５９−２８	282	82	熊党４０１	662
36	中島一丁目２３−２１ほか２	232	83	熊党４５８	1,003
37	夜見町３０７０−２９	445	84	河岡４００−４２	438
38	上福原三丁目１４６７−１１	140	85	上福原７３８−７	142
39	上後藤四丁目１８８−２ほか２	173	86	福市１８４０−１	908
40	夜見町２９５２−１２	186	87	上福原三丁目１５０２−５ほか1	192
41	東福原八丁目１１５６−２０	120	88	河崎３０７０−９	453
42	福市１９８４	377	89	河崎３０７０−８	341
43	石井402−5ほか1	531	90	河崎２８１−４ほか１	998
44	富益町４４１３−１７ほか１	299	91	富益町３９－５０	496
45	河岡３１６−３９	373	92	河岡２５６−５９ほか	1,872
46	西福原九丁目１８７５	111	93	河岡２９１−５６	572
47	大篠津町１１２−９	200	94	河岡３８−２５	164

番号	所　　在　　地	面積（㎡）	番号	所　　在　　地	面積（㎡）
95	久米町１０２－２のうち	49	143	道笑町二丁目２５３	541
96	加茂町二丁目２２９	94	144	大工町１０４	999
97	大崎３４０３-７ほか６	10,601	145	東町４５３	1,429
98	大崎３４０３-４ほか３	7,607	146	上福原８０６－１６ほか１	475
99	富益町１-２９	245	147	上福原６５９－１３２	60
100	尾高５９９-１２ほか２	454	153	上後藤三丁目１３０９－１２	45
101	尾高６０４-１２ほか１	85	154	夜見町３０３０－５ほか１	146
102	目久美町９０-１５	300	155	富益町６３－２９	341
103	目久美町９０-１９	58	156	富益町６０－１８	131
104	青木１２１０-４	526	157	富益町６５－９	280
105	錦海町三丁目６８－１	1,000	158	西福原八丁目1232-22	118
106	二本木２６０-１５	205	159	旗ヶ崎三丁目166-19	106
107	東福原八丁目９１８-７	171	160	淀江町佐陀３５-８	186
108	米原二丁目１２３６-８	129	161	上後藤四丁目１７６－８ほか２	292
109	西福原六丁目８０３-９	115	162	淀江町西原1029-72	144
110	旗ヶ崎七丁目１４４-６	290	163	博労町四丁目３０９－９	268
111	夜見町２９９３-３５	187	164	夜見町3069-36ほか1	191
112	蚊屋７６６ほか５	879	165	長砂町465-7	148
113	河崎３４２０	1,180	166	長砂町125-10	107
114	両三柳５４１９－１	1,854	167	新開二丁目1466-18	104
115	両三柳５４７３	2,828	168	両三柳21-5	99
116	新開四丁目１９０２	1,499	169	富益町60-50	142
117	観音寺新町一丁目２５	1,922	170	富益町4-78	442
118	観音寺新町二丁目１３３	4,630	171	富益町66-42	149
119	観音寺新町三丁目５７	1,786	172	車尾六丁目184-6	116
120	観音寺新町四丁目９	1,598	173	富益町78-24	143
121	観音寺新町四丁目４８	1,258	174	長砂町118-7	142
122	錦海町三丁目９－２ほか２	789	175	淀江町佐陀1949-9	98
123	陰田町５７９－７２	686	176	岡成580-228	2,919
124	上福原四丁目１５７６－５	174	177	淀江町佐陀1963-13	109
125	東福原七丁目１０９５－３４	215	178	両三柳5419-2	1,018
126	蚊屋２１１-２６	644	179	泉706-406	364
127	東八幡３６-３地先	307	180	みのり町411-6	1,283
128	東八幡１９６-１地先	621	181	大谷町118-7	129
129	石井字要害1060	1,103	182	蚊屋171-12	318
131	彦名町339-5	128	183	中島一丁目62-37	235
132	夜見町３０８６－２３	283	184	富益町28-57	170
133	淀江町佐陀７１９－２１	140	185	両三柳3013-24	107
134	富益町５－６１	225	186	みのり町674-15ほか１	1,979
135	富益町７３－１３	318	187	夜見町3078-93	123
137	新開五丁目１６１７－２９ほか１	306	188	大谷町218-26ほか1	192
138	淀江町佐陀１３０１－３４	251	189	河崎989-13ほか2	158
139	大谷町１３－１３	259	190	米原八丁目81-21	110
140	陽田町２０－９ほか２	155	191	米子市新開四丁目1682-36ほか1	263
141	上福原二丁目１１１０	219			
142	末広町３１２	279			

6　市民との協働による除雪体制

（１）除雪に関する補助

小型除雪機の購入経費や除雪活動に要した経費を支援することにより、地域における除雪能力の低下を補い、地域で自主的に行なわれる共助の取組の支援を行う。なお、補助金の活用には「大雪支え愛地域」としての事前登録が必要となる。

名　　称	概　　要
米子市小型除雪機購入支援補助金 （補助事業対象者） 市内自主防災組織又は自治会 ※いずれも連合組織を含む	・小型除雪機の購入に係る経費を補助するもの ・補助対象額の 2/3（千円未満切り捨て）（上限 20 万円）
米子市除雪活動支援補助金 （補助事業対象者） 市内自主防災組織又は自主防災連合組織	・除雪活動に要した経費の補助をするもの ・補助対象経費の 1/2（千円未満切り捨て） 自主防災組織の場合　　上限 3 万円 自主防災連合組織の場合　上限 6 万円

（問合せ先：米子市地域振興課　０８５９－２１－７４７１）

（２）自主防災に関する補助

自主防災組織が活動する際に補助金を交付する。

名　　称	概　　要
自主防災組織育成補助金 （補助事業対象者） 市内自主防災組織又は自主防災連合組織	・防災資機材を購入する場合 （除雪に関する防災資機材の例） ※雪かきスコップ、スノーダンプ、除雪機、燃料 ・補助対象経費の 1/2（千円未満切り捨て） 自主防災組織の場合　　上限 5 万円 自主防災連合組織の場合　上限 15 万円

（問合せ先：米子市地域振興課　０８５９－２１－７４７１）

（３）雪の仮置き場の活用

豪雪時において市が雪の仮置き場を確保し、地域住民が雪を搬入できるようにする。

※３ページ：（６）雪仮置き場確保　参照

（４）凍結防止剤の活用

市が橋梁及び急な坂路等を中心に地域住民の目の届く位置に凍結防止剤を配布し、地域住民で散布できるようにする。

※８ページ：（４）凍結防止剤配布位置　参照

（５）住民協力を得るための広報活動

近年、高齢化などにより除雪要望が増加する一方、除雪を請け負う建設業者や除雪機械の確保が難しくなるなど、行政の除雪体制には限界が生じている。安全で円滑な道路交通を保つためには、行政と住民の皆さまが一体となって取り組む「自助・共助・公助」の取り組みが重要になっている。そこで、「広報よなご」を通じて、市民に対し、降雪期前の除雪に関する協力を広くお願いする。

また、市のホームページを活用し、降雪期前の除雪に関する協力及び冬期間の情報提供を広く行う。

※広報よなご１２月号掲載予定内容

（除雪にご協力ください）

米子市では、冬季の円滑な交通を確保するため、令和８年１２月１日から令和９年３月３１日までの間、市道の除雪を行います。
近年、高齢化などにより除雪要望が増加する一方、除雪を請け負う建設業者や除雪機械の確保が難しくなるなど、行政の除雪体制には限界が生じています。安全で円滑な道路交通を保つためには、行政と住民の皆さまが一体となって取り組む「自助・共助・公助」が欠かせません。
作業の効率化と安全で円滑な交通を確保するため、次の５つの点についてご協力をお願いします。

『ご協力いただきたい５つのこと』

① 絶対に路上駐車をしない
作業の大きな妨げとなるほか、車両を傷つける恐れがあるため、作業を中止せざるを得ない場合があります。
② 生活道路や歩道の雪かきは地域の協力で
除雪路線以外の生活道路や歩道は、地域での積極的な雪かきにご協力をお願いします。
③ 玄関先や車庫前の除雪
除雪車の通過後、玄関先や車庫前に雪が残ることがあります。各ご家庭での除雪にご協力ください。
④ 道路へ雪を出さない
車道へ雪を投げ出す行為は、交通の支障となり大変危険です。
⑤ 公共交通機関の利用を
大雪の際はマイカーの利用を控え、渋滞緩和へのご理解とご協力をお願いします。

『「令和８年度 米子市除雪計画」をご確認いただけます』

米子市ホームページにて、今年度の除雪計画を公開しています。
・スマートフォンから： 右記の QR コードを読み取り
・パソコン・検索から： 米子市 HP で「除雪計画」と検索

7　凍結防止剤散布・配布計画

（１）凍結防止剤散布・配布期間

令和８年１２月１日から令和９年３月３１日までとする。

（２）凍結防止剤散布時間

作業効率や一般車両等への影響を考慮し、主に深夜から作業を行う。ただし、現場状況により、時間の延長及び日中の作業を行うものとする。

（３）凍結防止剤散布基準

橋梁及び急な坂路等指定の箇所について、気温が０度以下になる恐れがあるときに路面状況を勘案し（凍結及び圧雪等）、凍結防止剤散布車により散布を行う。（気象庁発表の「米子」の気温）

（４）凍結防止剤配布位置

橋梁及び急な坂路等を中心に、下表の指定位置に配布する。（凍結防止剤は地域住民で散布できるよう目の届く箇所に配布）

※下表の散布の項目は散布基準時に業者が「散布する」「散布しない」を示す。

番号	位　置	配布数量（袋）	配布先	散　布
1	浜橋	4	現　地	す　る
2	国道９号歩道橋	4	現　地	しない
3	工業橋	4	現　地	す　る
4	米橋　米川中島皆生線(坂)	6	現　地	す　る
5	道笑町地下道	10	現　地	しない
6	道笑町長谷川木工所前	4	現　地	す　る
7	大谷町地下道	10	現　地	す　る
8	大工町(新加茂川取合)	4	現　地	す　る
9	灘町橋	4	現　地	す　る
10	京橋	4	現　地	す　る
11	中棚橋	2	現　地	す　る
12	天神橋	4	現　地	す　る
13	瑜伽堂橋	4	現　地	す　る
14	口陰田県境線	4	現　地	す　る
15	道笑町２号線	4	現　地	す　る
16	旧日野橋	10	現　地	す　る
17	日野川右岸堤国道９号交差点	4	現　地	す　る
18	下郷新橋	4	現　地	す　る
19	下泉(カーブ地点)	15	現　地	す　る
20	ファミールみよし前	4	現　地	しない
21	河岡橋	3	現　地	す　る
22	福留橋	4	現　地	す　る
23	森橋	4	現　地	す　る
24	福尾橋　新福尾橋	8	現　地	す　る
25	日下橋	10	現　地	す　る
26	日野川(坂)十日市	4	現　地	す　る
27	東山中学校	4	中学校	しない
28	旗ヶ崎食品団地歩道橋	4	現　地	しない
29	福市安養寺線	4	現　地	しない

番号	位　　置	配布数量（袋）	配布先	散　布
30	成実地区	6	公民館	しない
31	富士見町（ＪＲ境線）	5	現　地	しない
32	おおさこ橋	4	現　地	す　る
33	橋本地区（坂）	3	現　地	しない
34	城園ハイツ	6	現　地	しない
35	第１、２青木橋（坂）	12	現　地	す　る
36	日野川（坂）高島	6	現　地	しない
37	日野川（坂）八幡橋	6	現　地	しない
38	日野川（坂）水浜	6	現　地	しない
39	側道（坂）	10	現　地	す　る
40	側道（坂）	10	現　地	す　る
41	オーシャンヒルズ入口	5	現　地	す　る
42	大崎橋	4	現　地	す　る
43	崎津団地２号線	4	現　地	す　る
44	今津橋	3	現　地	しない
45	新宇田川橋	4	現　地	す　る
46	天井川橋	4	現　地	す　る
47	新佐陀橋	4	現　地	す　る
48	佐陀橋	4	現　地	す　る
49	木の実橋	10	現　地	す　る
50	榎原グリーンハイツ	20	現　地	しない
51	吉谷団地	4	現　地	しない
52	県道米子広瀬線交差点	3	現　地	しない
53	猿土手橋	3	現　地	しない
54	池の内橋	3	現　地	しない
55	口長砂橋	3	現　地	しない
56	目久美２号橋	3	現　地	しない
57	足尾橋	3	現　地	しない
58	目久美３号橋	3	現　地	しない
59	道笑町１号橋	3	現　地	しない
60	県道岩屋谷米子線交差点	3	現　地	しない
61	バスターミナル	10	現　地	しない
62	水道山	3	現　地	しない
63	水貫橋	4	現　地	しない
64	公園前橋	5	現　地	しない
65	五千石団地4号線	5	現　地	しない
66	兼久四ツ塚線	5	現　地	しない
67	道笑町通り線	3	現　地	しない
68	長砂町集会所	15	現　地	しない
69	勝田橋	3	現　地	す　る
70	昭和橋	3	現　地	す　る
71	宗像椎木谷団地	3	現　地	しない
72	西大谷橋	4	現　地	す　る
73	目久美橋	4	現　地	す　る
74	安倍三柳線（坂）	8	現　地	す　る
75	石井橋	4	現　地	す　る
76	石井大橋	4	現　地	す　る
77	観音寺３号橋	2	現　地	しない
78	大塔橋	2	現　地	しない
79	山本橋	2	現　地	しない
80	彦名小学校	4	小学校	しない
81	上福原５丁目	3	現　地	しない
合　　計		417		

8　国・県との連携

（１）除雪路線の連携

平成 23 年度より県と道路の除雪業務の相互委託に関する契約を締結しており、令和 8 年度も管理区分を超えて、次のとおり除雪作業の効率化を図る。

①　除雪時に一連の流れで除雪が行える路線において、県道・市道の除雪路線のやり取りを行う。

（市が県の路線を除雪する箇所）

【車道】

県道両三柳後藤停車場線（後藤駅前、0.3ｋｍ）、県道米子環状線（陰田町、0.9ｋｍ）
県道淀江停車場線（淀江町淀江、0.7ｋｍ）、県道弓ヶ浜停車場線（夜見町、0.9ｋｍ）
県道東福原樋口線（夜見町ほか、1.6ｋｍ）、県道大篠津停車場線（大篠津町、1.4ｋｍ）
県道米子境港線（大篠津町、0.4ｋｍ）、淀江漁港（淀江町今津、0.3ｋｍ）

【歩道】

県道赤松淀江線（淀江町西原、2.1ｋｍ）、県道淀江琴浦線（淀江町福岡、1.2ｋｍ）
県道大篠津停車場線（大篠津町、0.1ｋｍ）

（県が市の路線を除雪する箇所）

【車道】

市道大山街道線（蚊屋から熊党国道 9 号まで、0.2ｋｍ）
市道青木団地別所線（別所、0.6ｋｍ）、市道青木団地中央線（青木、1.8ｋｍ）
市道上福原皆生 2 号線（上福原 3 丁目ほか、0.8ｋｍ）
市道旗ケ崎団地 1 号線（旗ケ崎、0.9ｋｍ）、市道旗ケ崎団地 2 号線（旗ケ崎、1.2ｋｍ）

②　県が大型除雪車を使用して実施する除雪において、一連の流れで除雪が行える市道を県が行う。

（県が一連の作業で除雪を行う市道）

【車道】

市道福生南 1 号線（県道皆生車尾線～県道皆生西原線、1.1ｋｍ）
市道旧国道吉谷古市線（全線、1.6ｋｍ）

（２）情報の共有化

関係職員の派遣等、情報が共有化できる体制を整える。

（３）災害時の協定

国と災害時における情報交換に関する協定を締結しており、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、国から現地連絡員を災害対策本部へ派遣する等相互に協力して必要な体制を整える。

鳥取県及び鳥取県内の市町村で、災害を受けた市町村独自での十分な応急措置ができない場合に、応援要請をする災害時の相互応援に関する協定を締結している。

【お問い合わせ】

米子市　都市整備部　道路整備課　道路維持担当

〒６８３−００５４
米子市糀町一丁目１６０番地
米子市役所糀町庁舎２階

ＴＥＬ：０８５９−２３−５２８４
ＦＡＸ：０８５９−２３−５２５４